



美祢農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、当市の住民に限り、令和7年4月23日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年4月23日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年3月24日

美祢市長 篠田 洋 司



1. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧期間

自 令和7年3月24日
至 令和7年4月23日

2. 農業振興地域整備計画書の変更案の縦覧場所、意見の提出先及び異議の申出先
美祢市役所 建設農林部 農林課 美祢市大嶺町東分326番地1

3. 意見の提出及び異議の申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

意見の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4. 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等をおそれがある等の場合は公表の際に該当箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。

農業振興地域整備計画変更等理由書

美祿農業振興地域整備計画

1 農業振興地域整備計画の変更理由

- ・ 経済情勢の変動その他情勢の推移によるもの

2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
1	美祿市美東町 真名字原333番1	田	△25.90	除外
		<p>資材置場の整備を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため</p> <p><u>(1) 必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。</u></p> <p>買受人である美祿市秋芳町に所在する建設業者は、現在、同市美東町内の公共工事の受注増加のため新たな資材置場が必要となっている。美東町内の工事に対応するため申請地を資材置場として確保することは、同社の事業活動上必要であると考えられる。</p> <p>なお、当該申請地は耕作放棄後10年が経過しており、また申請人は、申請地から離れた場所に居住しており、また高齢であることから今後農地の管理が益々困難になることが予想される。</p> <p>以上の理由により、除外はやむ得ないものと判断される。</p> <p>また、美東町内の工事に対応するためアクセスが良いこと、大型車両の出入りに支障がないこと、必要面積が確保できること等の要件を満たし、利用可能な土地は申請地以外にないことから、申請地以外に適地はなく他の土地をもって代えることは困難であると認められる。</p> <p><u>(2) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</u></p> <p>当該地域では、地域計画がまだ策定されていないが、申請地は目標地図に位置付けられる予定はなく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><u>(3) 区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。</u></p> <p>申請地の北側は県道、西側は市道に面している。なお、申請地内には、周辺ほ場へ出入りするための道、水路等はないため、周辺農地への影響はない。</p> <p>以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><u>(4) 区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。</u></p> <p>申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><u>(5) 区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</u></p> <p>申請地内に土地改良施設はない。</p> <p><u>(6) 土地改良事業等完了後8年経過していること。</u></p> <p>土地改良事業等は、施行されていない。</p>		

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
2	美祢市秋芳町 岩永下郷字市3027番	田	△11.05	除外
		<p>駐車場の整備を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため</p> <p><u>(1) 必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。</u></p> <p>東京でパン屋を経営していた申出者は、令和6年3月に美祢市に移住し申請地の隣地である自宅の納屋(3030番)で同年6月にパン屋を開店した。現在、来店者が非常に多いため、駐車場が不足し、県道の渋滞等で近隣に迷惑をかけている状態であり、また、新たにゲストハウスもオープンすることとしており、その宿泊者用の駐車スペースも確保する必要に迫られていることから、これらの事業に必要な十分な広さの駐車場を新たに設置することが必要となっている。</p> <p>以上のことから駐車場の設置は、申出者の事業活動上必要であると考えられ、除外はやむを得ないものと判断される。</p> <p>また、自宅の納屋で開店しているパン屋及びゲストハウスの来客用の駐車場としての利便性が良いこと、必要面積が確保でき利用可能な土地は申請地以外にないことから、申請地以外に適地はなく他の土地をもって代えることは困難であると認められる。</p> <p><u>(2) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</u></p> <p>当該地域では、地域計画がまだ策定されていないが、申請地は目標地図に位置付けられる予定はなく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><u>(3) 区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。</u></p> <p>申請地の北は宅地、南側は県道に面している。なお、申請地内には、周辺ほ場へ出入りするための道、水路等はないため、周辺農地への影響はない。</p> <p>以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><u>(4) 区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。</u></p> <p>申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p><u>(5) 区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</u></p> <p>申請地内に土地改良施設はない。</p> <p><u>(6) 土地改良事業等完了後8年経過していること。</u></p> <p>基盤整備促進事業 秋芳町 下郷川西地区(第1換地区)に該当しているが、関係者の同意を得ており、また、8年を経過しているため支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p>		

番号	変更の土地に係る所在	現況地目	面積(a)	変更概要
		変更理由・除外要件適用状況		
3	美祢市於福町下 字宮ノ前891番1 字宮ノ前891番3 字宮ノ前892番1 字宮ノ前892番3	田	△11.8757	除外
		<p>駐車場の整備を行うものであり、次のとおり除外6要件をすべて満たし、今後、農業施策実施の予定もないため</p> <p>(1) <u>必要かつ適当であって、区域外の土地をもって代えることが困難と認められること。</u> 今般の申出は、当該農地に隣接するお宮において大祭等行事が開催される際には、多くの方が車で来場されるが、お宮には来場者用の駐車場が特段設けられていないため、参道や市道に路上駐車することとなり、近隣住民に迷惑をかけている状況で、駐車場を設ける必要に迫られていること、また、当該農地の所有者は遠方に居住し、農地として維持管理することが困難であることからなされている。 具体的計画があり、規模も駐車場としての必要面積から適当と判断されることから、除外はやむ得ないものとする。 また、お宮の駐車場としての利便性が良いこと、駐車場としての必要面積が確保でき利用可能な土地は申請地以外にないことから、申請地以外に適地はなく他の土地をもって代えることは困難であると認められる。</p> <p>(2) <u>農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</u> 当該地域では、地域計画がまだ策定されていないが、申請地は目標地図に位置付けられる予定はなく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。</p> <p>(3) <u>区域内における農用地の集団化、農業上の利用に支障がないと認められること。</u> 申請地は南北、北側が境内地に面し、東側もお宮の参道に面している。また、南側の一部は宅地に面し、その多くが非農地や白地農地に囲まれている。 なお、申請地内には、周辺ほ場に入出入りするための道、水路等はないため、周辺農地への影響はない。 以上のことから、申請地を除外することにより、集団化・農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p>(4) <u>区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること。</u> 申請地は認定農業者等による利用集積はなく、支障を及ぼすおそれはないと認められる。</p> <p>(5) <u>区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</u> 申請地内に土地改良施設はない。</p> <p>(6) <u>土地改良事業等完了後8年経過していること。</u> 土地改良事業等は、施行されていない。</p>		